

静岡県告示第248号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4及び6の規定により、静岡県保健医療計画（平成30年3月30日静岡県告示第225号）の全部を変更したので、同法第30条の4第18項の規定に基づき告示する。

なお、変更後の計画の詳細は、静岡県健康福祉部医療局医療政策課において縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太